

No. 21

制 度 名	教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）	主管課名	特別支援教育課・指導 G					
		問合せ先	029-301-5280					
目的・趣旨	特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制を整備するとともに、医療的ケアのための看護職員等や外部専門家を配置することにより、特別支援教育の推進を図る。							
〔対象団体〕 市町村、特別支援学校を設置又は特別支援学級を置く学校を設置する学校法人 〔対象事業〕 次に掲げる特別支援教育の推進を図るための事業 (1) 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業 (2) 医療的ケア看護職員配置事業 (3) 外部専門家派遣事業 〔補助要件等〕 上記〔対象事業〕に示す(1)から(3)のいずれかの事業を行っていること。 〔対象経費〕 (1) 諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、人件費、雑役務費等 (2) 諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、人件費、雑役務費等 (3) 諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、人件費、雑役務費等 〔補助限度額等〕 文部科学省が定める国庫補助限度額 〔経費負担割合〕								
区 分		国	県	市町村	その他			
(1) 事業主体が市町村の場合		1/3	—	2/3	—			
(2) 事業主体が学校法人の場合		1/3	—	—	2/3			
〔令和 7 年度当初予算額〕 4,700,000 千円（国予算）		〔令和 7 年度補助対象団体〕 令和 7 年 6 月頃決定予定						
〔備考〕 - 補助要件、対象経費等の詳細は、文部科学大臣裁定「教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）交付要綱」による。 - 国からの直接補助。								

切れ目ない支援体制整備充実事業

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額

47億円
42億円）



背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、医療的ケア看護職員を配置するとともに、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の配置を行う。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（R3.6成立、R3.9施行）の趣旨を踏まえ、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援
- 私立幼稚園への医療的ケア看護職員配置に係る経費を都道府県等が負担する場合、保育所と同様にその一部を補助
（国：1/2 都道府県等：1/2）

令和7年度予算額（案） 4,562百万円（前年度予算額4,037百万円）

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
配置の考え方	✓ 配置人数： 4,900人分 （←4,550人分） ✓ 1日6時間、週5回等を想定 上記のほか登下校時の対応分も計上 ※ 実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態（時間・単価等）を決定。訪問看護ステーション等へ委託することも可能。

- <補助対象> 都道府県・市区町村・学校法人
（幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校）
- <補助割合> 国：1/3 補助事業者：2/3

【関連施策】

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
テーマ：医療的ケア児支援における指導的立場の看護師養成
0.1億円（3年間（令和6年度～8年度）：1箇所×1,000万円）

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援
※交付初年度から3年限り

連携体制を整備	教育委員会・学校と関係機関の連携体制を整備
個別の教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と関係機関の連携を促進（早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援）
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発
災害への備え	停電時にも人工呼吸器等を利用することができるよう、非常用蓄電池等の備品を整備

外部専門家配置事業

- 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の配置を支援
（560人分 ← 435人分）

医療的ケア児支援のための人材確保に向け、大学等において、

- 看護学部生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
- 指導的立場等の看護師養成のためのリスキリング教育プログラムの構築